相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区日野畑出町三八番地の五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　黒田　丈二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日
京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル五階　京都法律事務所
相続財産管理人　弁護士　福山　和人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市長田区大橋町一丁目七番地、最後の住所兵庫県神戸市須磨区高倉台三丁目九番三七―五〇四号
被相続人　亡　大西　治憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日
兵庫県明石市樽屋町七番二二号リベール明石Ⅰ四〇一号
相続財産管理人　司法書士　中島　義宜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡御船町大字田代五四〇七番地、最後の住所兵庫県多可郡多可町八千代区俵田一一一番地二七養護老人ホーム楽久園
被相続人　亡　川上　素子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日
兵庫県三木市緑が丘町東一丁目一―五〇シラユリ第一ビル三A号室緑が丘法律事務所
相続財産管理人　弁護士　向田　智明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市本町八丁目九番地、最後の住所和歌山県和歌山市元寺町四丁目二〇番地
被相続人　亡　近藤　孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日
和歌山県和歌山市十番丁五六番地朝日プラザ十番丁五〇四
相続財産管理人　司法書士　西田　千鶴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大東市朋来二丁目一三〇番地四、最後の住所岡山県瀬戸内市邑久町尻海五五一三番地一
被相続人　亡　堀田　耕治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日
事務所岡山市中区藤原光町一丁目九番八号
相続財産管理人　佐々木　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市佐伯区楽々園四丁目五五四番地の三、最後の住所愛媛県松山市石手四丁目二番五七号第八成田マンション二〇一号
被相続人　亡　中村　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日
事務所広島県広島市中区東白島町一四番一五号ＮＴＴクレド白島ビル八階
相続財産管理人　永田　康光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市三城通八丁目五番地、最後の住所広島県広島市西区福島町二丁目三番一〇号
被相続人　亡　濱田ハツエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日
事務所広島県広島市中区上幟町二番三六―二〇一号　相続財産管理人　原田　洋幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市因島中庄町一九〇番地、最後の住所兵庫県芦屋市東山町七番七―〇〇三号
被相続人　亡　島原　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日
広島県尾道市向島町九〇八〇番地三
相続財産管理人　吉原　康弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県綾歌郡宇多津町一九六七番地、最後の住所香川県綾歌郡宇多津町一九一三番地八
被相続人　亡　近藤　展子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日
事務所香川県丸亀市塩飽町七番地二号
相続財産管理人　籠池　信宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県幡多郡大月町大字姫ノ井一六四九番地、最後の住所高知県幡多郡大月町大字鉾土六〇四番地五
被相続人　亡　川村　竹緒

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日
高知県土佐清水市小江町一一番二号
相続財産管理人　西村　和興

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎市弁天町六一番地、最後の住所長崎市弁天町一三番二一号
被相続人　亡　平福ミセノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日
長崎市西山本町二二番三八号
相続財産管理人　江崎　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県愛西市東篠町卯新田一〇一五番地、最後の住所沖縄県沖縄市中央三丁目二一番一三号アベニューマンション三〇七
被相続人　亡　渡邊　欽吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日
沖縄県那覇市泉崎二丁目一五番地一五
相続財産管理人　仲宗根忠真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県国頭郡国頭村字安波一〇一五番地、最後の住所沖縄県那覇市繁多川三丁目一番二三号
被相続人　亡　多嘉山朝儀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日
沖縄市松本三丁目三番一七号
相続財産管理人　弁護士　當眞　正姫

第８期決算公告

平成24年12月25日　東京都中央区築地1丁目13番10号
株式会社プロックス
取締役社長　藤田　高見

貸借対照表の要旨（平成24年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	331	流動負債	12
固定資産	31	うち賞与引当金	6
		固定負債	12
		うち退職給与引当金	8
		うち役員退職慰労引当金	4
		株主資本	337
		資本金	50
		資本剰余金	50
		資本準備金	50
		利益剰余金	237
		その他利益剰余金	237
		（うち当期純利益）	(19)
資産合計	362	負債・純資産合計	362